

## 湖沼水質保全計画について

## 1 根拠法令

湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）

（湖沼水質保全計画）

第 4 条 都道府県知事は、前条の規定により指定湖沼及び指定地域が定められたときは、湖沼水質保全基本方針に基づき、当該指定地域において当該指定湖沼につき湖沼の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画（以下「湖沼水質保全計画」という。）を定めなければならない。

2 指定地域が 2 以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、関係都府県知事は、その協議によつて湖沼水質保全計画を定めるものとする。

3 湖沼水質保全計画においては、次の事項を定めるものとする。

一 湖沼水質保全計画の計画期間

二 湖沼の水質の保全に関する方針

三 下水道、し尿処理施設及び浄化槽の整備、しゅんせつその他の湖沼の水質の保全に資する事業に関すること。

四 湖沼の水質の保全のための規制その他の措置に関すること。

4 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等指定地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとするときは、当該湖沼水質保全計画に定められる事業を実施する者（国を除く。）及び関係市町村長の意見を聴き、かつ、当該指定湖沼を管理する河川管理者（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 7 条（同法第 100 条において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）及び環境大臣に協議しなければならない。

6 環境大臣は、前項の協議を受けたときは、公害対策会議の意見を聴かなければならない。

7 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に送付しなければならない。

8 第 2 項及び第 4 項から前項までの規定は、湖沼水質保全計画の変更（第 23 条第 1 項の湖沼総量削減計画及び第 26 条第 1 項の流出水対策推進計画を策定し、又は変更する場合を含む。）について準用する。

## 2 指定湖沼

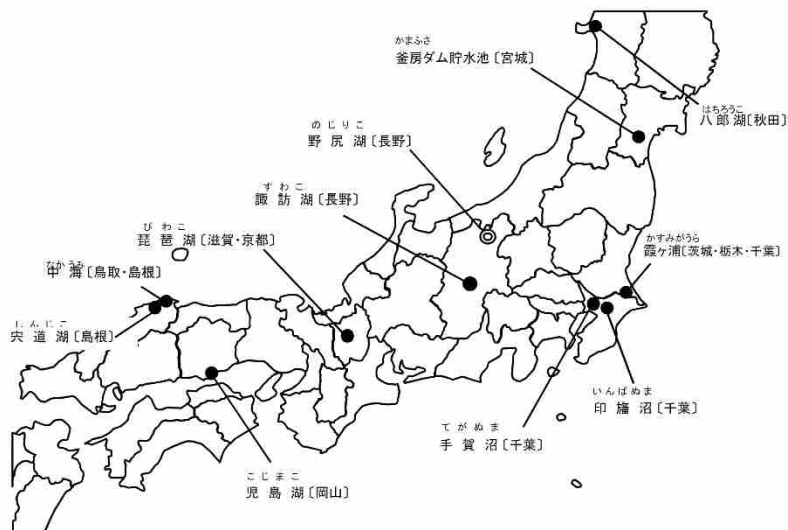


図1 指定11湖沼の分布状況

出典：環境省「湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼位置図・湖沼水質保全計画策定状況一覧（11湖沼）」

## 3 湖沼水質保全計画

印旛沼及び手賀沼は、昭和60年に指定湖沼に指定されて以降、7期35年にわたり湖沼水質保全計画を策定

表1 湖沼水質保全計画策定状況

湖沼名	計画時期（年度）																																						
	昭和		平成																												令和								
	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
霞ヶ浦 印旛沼 手賀沼 琵琶湖 児島湖																																							
釜房ダム貯水池																																							
諏訪湖																																							
中海 穴道湖																																							
野尻湖																																							
八郎湖																																							

出典：環境省「湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼位置図・湖沼水質保全計画策定状況一覧（11湖沼）」

#### 4 湖沼水質保全計画で定める事項

湖沼水質保全特別措置法で定められている事項
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 湖沼水質保全計画の計画期間</li><li>○ 湖沼の水質の保全に関する方針 COD、全窒素及び全りんの水質目標値及び汚濁負荷量</li><li>○ 下水道、し尿処理施設及び浄化槽の整備、しゅんせつその他の湖沼の水質の保全に資する事業に関すること。</li><li>○ 湖沼の水質の保全のための規制その他の措置に関すること。</li></ul>
湖沼水質保全基本方針で定められている事項
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 長期ビジョンの設定</li><li>○ 計画目標及び対策と長期ビジョンとをつなぐ道筋</li><li>○ 湖沼の水質保全のための施策に関する基本的事項<ul style="list-style-type: none"><li>① 下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備</li><li>② 工場、事業場排水対策</li><li>③ 生活排水対策</li><li>④ 畜産業に係る汚濁負荷対策</li><li>⑤ 魚類養殖に係る汚濁負荷対策</li><li>⑥ 流出水対策</li><li>⑦ 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護</li><li>⑧ 湖沼の浄化対策</li><li>⑨ 水循環回復等の対策</li></ul></li><li>○ その他湖沼の水質保全に関する重要事項<ul style="list-style-type: none"><li>① 指定湖沼以外の湖沼に関する水質保全対策</li><li>② 水質の監視測定等</li><li>③ 調査研究の推進と技術の開発</li><li>④ 知識の普及と意識の高揚</li></ul></li></ul>

## 5 印旛沼・手賀沼の概要

### (1) 印旛沼・手賀沼の位置

印旛沼は、千葉県の北部に広がる下総台地のほぼ中央、東京から 30～50km に位置している。

手賀沼は、千葉県の北西部にあり、東京から約 20km に位置している。

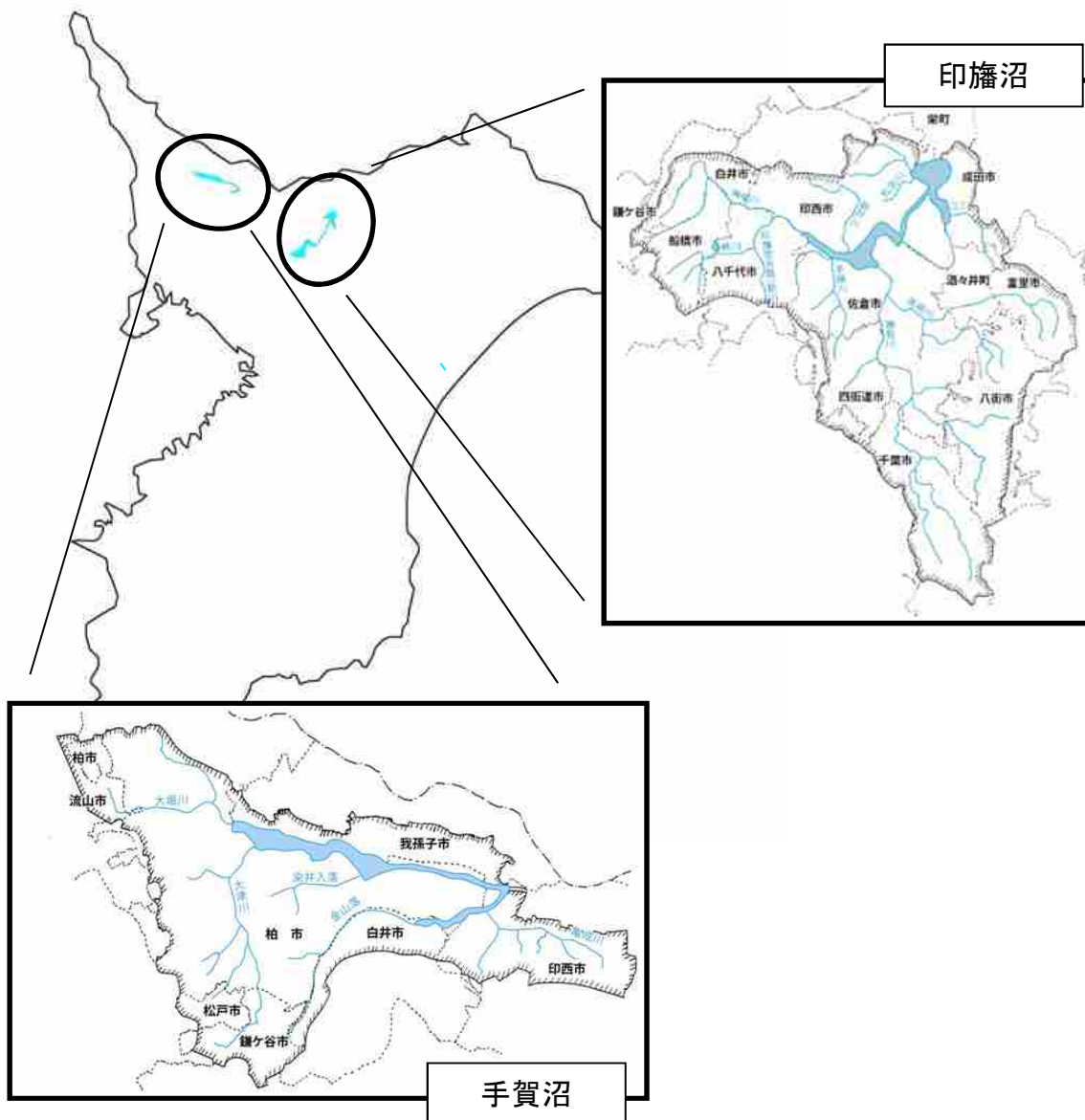


図2 印旛沼及び手賀沼の位置関係

## (2) 印旛沼について

### ア 流域及び諸元等について

印旛沼流域は 11 市 2 町（千葉市、船橋市、成田市、佐倉市、八千代市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町）にまたがっている。

流域面積は約 494 km<sup>2</sup>、人口は約 79 万人である。

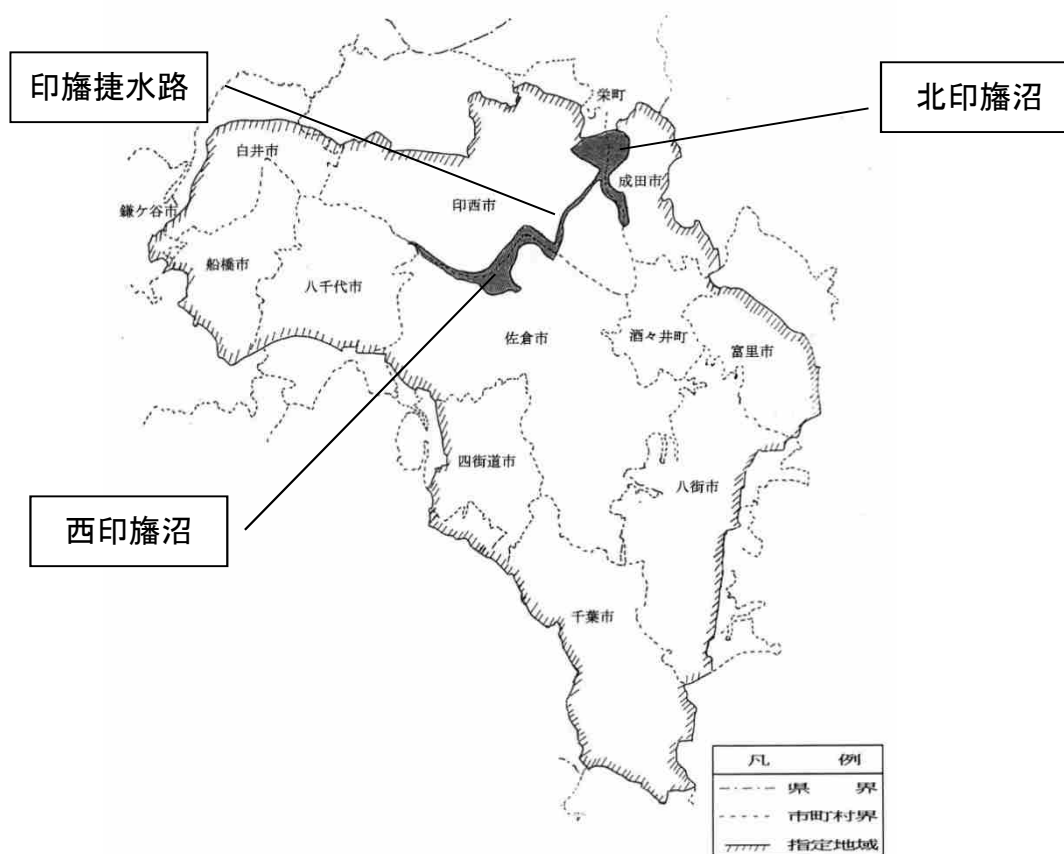


図3 印旛沼流域図

表2 印旛沼の諸元等（令和3年4月1日現在）

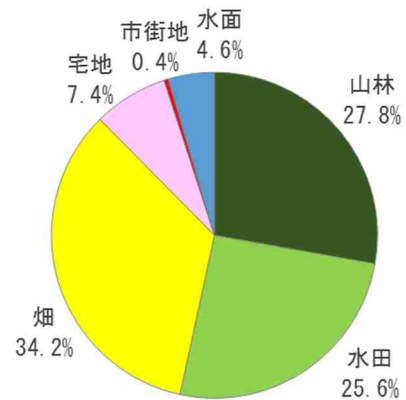
沼の面積	1,155 ha
周囲	26.4 km
平均水深	1.7 m
最大水深	2.5 m
容積	19,700 千m <sup>3</sup>
流域面積	49,399 ha
流域人口	794.4 千人
利水の状況	上水、工業用水、農業用水

## イ 流域の土地利用について

印旛沼流域では、特に西部において市街化・宅地化等が進んだ。その結果、市街地や宅地が、昭和 40 年頃に比べて現在では大幅に増加している。

逆に、山林・水田・畑は昭和 40 年頃に約 9 割を占めていたが、現在は約 6 割に減少している。

### 昭和 40 年頃



### 平成 27 年

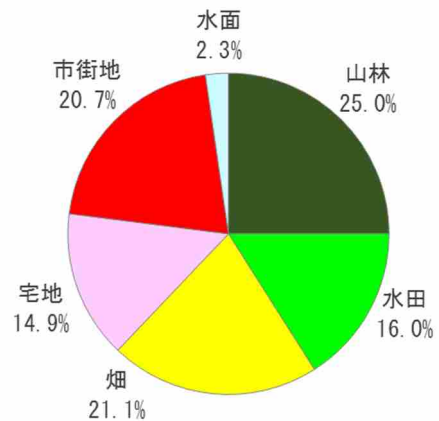
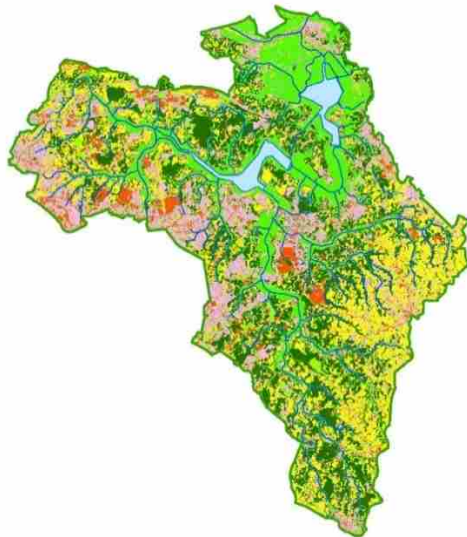


図 4 印旛沼の土地利用の変化

※ 昭和 40 年頃の土地利用は国土地理院地形図 (1/25000)、航空写真をもとに作成

平成 27 年の土地利用は、数値地図 5000 (土地利用) 国土地理院 2000 年をベースに、直近の航空写真、地形図をもとに作成

### (3) 手賀沼について

#### ア 流域及び諸元等について

手賀沼流域は7市（松戸市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市）にまたがっている。

流域面積は約 144km<sup>2</sup>、人口は約 54 万人である。

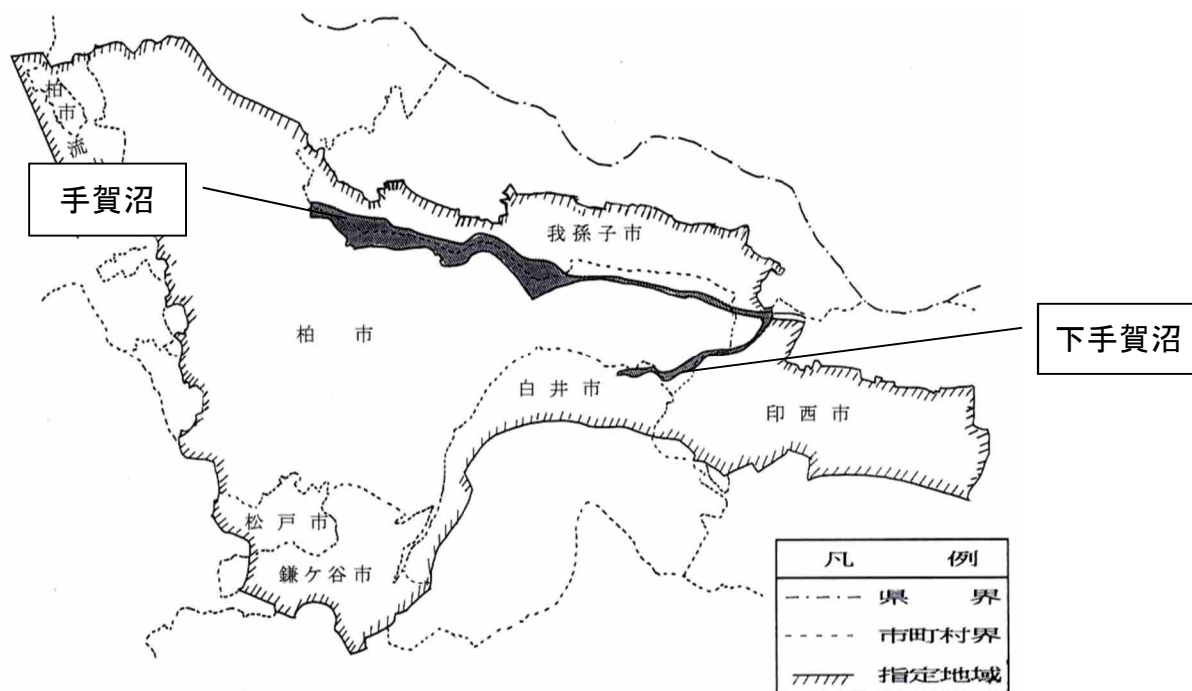


図5 手賀沼流域図

表3 手賀沼の諸元等（令和3年4月1日現在）

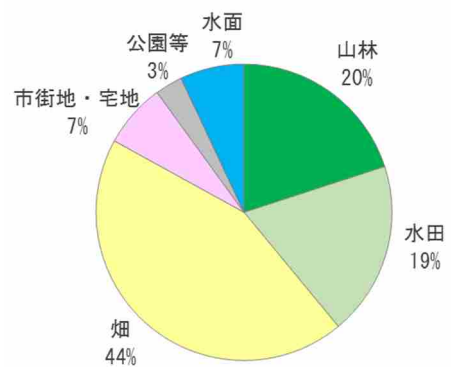
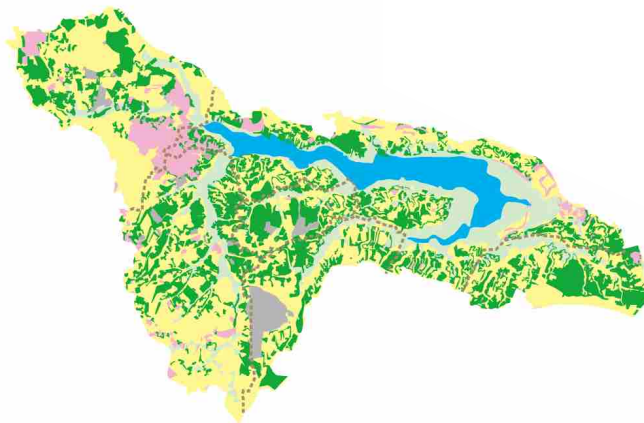
沼の面積	650 ha
周 囲	38 km
平均水深	0.86 m
最大水深	3.8 m
容 積	5,600 千m <sup>3</sup>
流域面積	14,398 ha
流域人口	542.6 千人
利水の状況	農業用水

## イ 流域の土地利用について

手賀沼流域はベッドタウンとして開発が進められた。その結果、市街地や宅地の占める割合が、昭和 30 年代に比べ、現在は大幅に増加している。

逆に、山林・水田・畑は昭和 30 年代に約 8 割を占めていたが、現在は約 4 割に減少している。

### 昭和 30 年代



### 平成 27 年

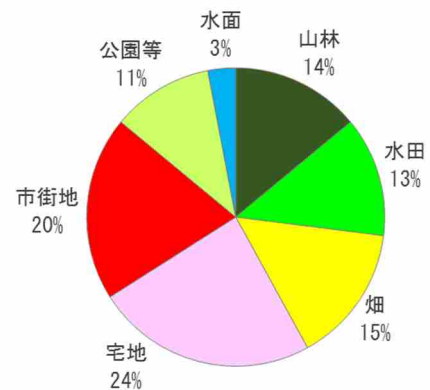
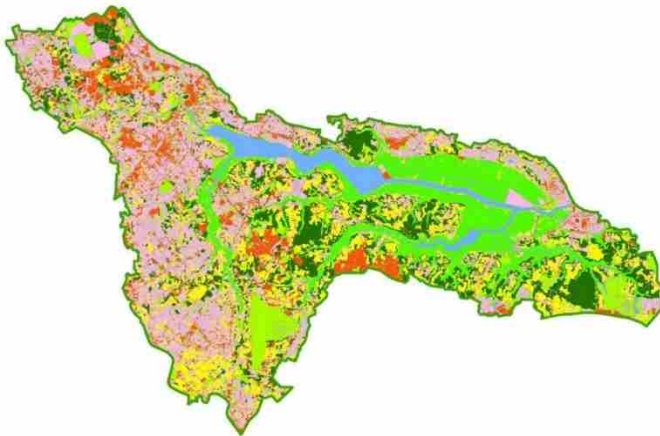


図 6 手賀沼の土地利用の変化

※ 昭和 30 年代の土地利用は昭和 30 年代の地形図をもとに作成

平成 27 年の土地利用は数値地図 5000（土地利用）国土地理院 2000 年をベースに、直近の航空写真、地形図をもとに作成